

## 千葉県科学アドバイザー設置要綱

### (目的)

第1条 千葉県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、千葉県科学都市戦略を推進するため、千葉県科学アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 アドバイザーは次の職務を行う。

- (1) 千葉県科学都市戦略事業方針に対し、提言・指導を行う。
- (2) 千葉県科学都市戦略の推進のため、必要に応じて助言・協力をする。

### (委嘱)

第3条 アドバイザーは、千葉県科学都市戦略の趣旨を理解し、適切な指導・助言を行うことができる者の中から教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年間とする。また任期終了後の再任を妨げないものとする。

### (解嘱)

第5条 教育委員会は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当したときは、解嘱するものとする。

- (1) 本人が辞退したとき。
- (2) アドバイザーとして適格でないと認めたとき。

### (報償及び実費弁償)

第6条 各年度の予算編成要綱及び予算編成方針に基づき、各区分に応じた報償費を支払うものとする。また、交通費等の実費については千葉県証人等に対する実費弁償に関する条例（平成2年千葉県条例第32号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの設置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）第3条に規定するアドバイザーである者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）にこの要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）第3条の規定によりアドバイザーとして選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新要綱第4条の規定にかかわらず、施行日における旧要綱第3条の規定により選任されたアドバイザーとしての任期の残任期間と同一とする。